

# 構造改革特別区域計画

## 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

相模原市

## 2. 構造改革特別区域の名称

相模原市国際教育特区

## 3. 構造改革特別区域の範囲

相模原市の全域

## 4. 構造改革特別区域の特性

相模原市は、神奈川県北部に位置する首都圏南西部の広域拠点都市である。昭和30年代初頭から、首都圏のベッドタウンとして人口増加が顕著となり、昭和40年代には市内への企業立地が進んだことに伴う人口の著しい流入が始まり、全国でもまれにみる人口急増都市となった。平成15年4月に中核市となった本市は、平成18年3月に津久井町、相模湖町と合併し、更に平成19年3月には藤野町、城山町との合併が決定しており、面積は横浜市に次いで県内第2位(約330km<sup>2</sup>)、人口は横浜市、川崎市に次いで県内第3位(約70万人)の市となる。

このような地理的特性や歴史的経過などにより、全国的に人口が減少傾向にある中で、本市は現在でも子どもを持つ若い世代を中心とした定住人口の増加が続いている。これらの若い市民の多くは、子どもの教育に強い関心を持ち、自らの学習体験や社会人としての体験から、外国語、とりわけ英語を習得することの重要性を認識している。また海外赴任経験者の家族など帰国児童の人数が多く、さらに近年は、市内及び近隣地域の企業に就業する外国籍の市民が増加していることから、外国籍の児童も増加傾向にあり、英語教育のニーズが高い。

また、本市は平成3年にカナダのスカボロー市(現在はトロント市)と友好都市提携を結び、中学生の交流事業や文化交流事業を毎年継続的に実施してきた。更に、津久井町との合併後は、旧町とカナダのトレイル市との友好都市提携を引き継ぎ、中学生の派遣事業も行っている。

これらの事業を通じて、子どもたちや保護者の間に英語学習の必要性和充実を求める声が高まりつつある。

一方、市内には戦後米軍に接収された基地が複数あり、基地返還の促進が本市の重要な課題の一つとなっている。このため、基地返還に向けた様々な取り組みを行ってきているところであるが、同時に、現実として基地が存在する状況の中で日米間の相互理解を深めることも重要であり、市内学校とアメリカンスクールとの交流、基地の一般開放、米軍楽隊の市内各地での演奏など、様々な交流事業が行われている。

このように、本市は歴史的にも外国との関わりが深く、総じて英語教育に対する関心が高い地域であり、市が取り組んでいる英語教育や国際交流事業などの更なる発展を図るためには、幼稚園や小学校など、早い段階から英語力や国際的なコミュニケーション能力を身に付けられる教育環境を整え、市民ニーズに応える必要がある。

## 5. 構造改革特別区域計画の意義

本市は、歴史的経過などから従来より英語教育に対する意識の高い地域であり、昭和55年度から市立学校で外国人英語指導助手制度を採用したほか、昭和58年度から教員の海外派遣研修事業、中学生の英語弁論大会開催を、また昭和61年度からは国際交流教育普及校の設置など充実した国際教育を行ってきており、これらはいずれも当時としては全国的にも先駆的な取り組みであった。

近年、国際教育に対する市民ニーズは多様化してきており、将来英語を駆使して世界を舞台に活躍できる人材を育成する実践的な英語力の習得や国際的なコミュニケーション能力を身に付けるカリキュラムの構築など、より高いレベルの教育を望む保護者も増えてきている。

本計画は、このような市民ニーズに応えるため、民間事業者の意欲とノウハウを活用して、英語科設置と外国人教師が英語で教科や生活指導などを行う小学校を株式会社が設置する特定事業を実施しようとするものであり、この計画の実施により、本市がこれまで取り組んできた英語教育関連事業や友好都市との交流などの更なる発展と子どもたちの進路の選択肢も大きく広がることが期待される。

## 6. 構造改革特別区域計画の目標

本計画の目標は、広い視野で物事を考え、世界の人々と共生できる国際人を育成することである。

この目標を実現するため、本計画では、民間企業の意欲とノウハウ等を活用して、「学校設置会社による学校設置事業(816)」による小学校を設置し、当該学校において「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」による英語科を設置するとともに、原則として各教科(国語科及び第4学年以上の算数科並びに第4学年以上の社会科の一部を除く)の授業を外国人の教師が英語で行う「英語イメージョ

ン教育（注1）」を実施するものである。

実施主体は、昭和60年から市内で学習塾経営等を通じて実践的な英語教育に携わってきた実績のある「株式会社エル・シー・エー」を予定している。

また、本計画におけるオリジナルの「英語イマージョン教育」では、授業や学校生活の欧米流化ではなく、あくまでも日本の文化・生活習慣を大切にしながら、そのコミュニケーションを英語中心で行うものである。英語能力の具体的な習得能力については、小学校課程修了段階時において英検2級合格レベルを目標とする。

なお学級編制については、1学級を18名、1学年当り2学級の少人数編成とする。

## 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本設置校で学んだ児童が、将来世界を舞台に企業や国家の中核としてその能力を発揮することにより、本市のみならずわが国の経済と社会の発展に貢献することが、本計画の最大の成果と見込むものである。

短期的な効果としては、全国的に企業の生産拠点が海外へシフトしている中で、本設置校は帰国児童や外国籍の児童の受け入れ機能を有しているため、海外に拠点を置く国内法人及び国内に拠点を置く外資系法人の本市への誘引要素となり、産業の集積が進み地域経済が活性化することなどが期待できる。

また、本設置校の児童や外国人教師と市立学校の教師や外国人英語指導助手、児童らとの交流等を通じて、市内の全ての児童に対し、異文化や国際理解を深めることが期待できる。

このほか、放課後に在籍児童を預かるアフタースクール（放課後から17時30分まで）の実施も予定しており、学校内で引き続き教師や学校関係者が対応する環境を提供できることは、保護者にとっても安心して子どもを預けられることとなる。

## 8. 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業（802）

学校設置会社による学校設置事業（816）

## 9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本設置校での教員採用に関し、小学校普通免許状を有する者の採用が困難な場合は、神奈川県教育委員会が授与する「臨時免許状」を取得するなど、教員として必

要な資格を有するよう実施主体に対し指導する。

( 注 1 ) イメージョン教育

イメージョン教育とは、通常の教科の授業を第 2 言語で教えることにより、学習者に自然に第 2 言語を習得させる教育プログラムである。つまり、イメージョンプログラムでは第 2 言語を教授の対象としてではなく、教科内容を指導する手段として使う。第 2 言語が英語の場合には、英語イメージョン教育と言われる。

別紙（特定事業番号：802）

1．特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社 エル・シー・エーによって設置される小学校

3．当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日

4．特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

株式会社 エル・シー・エー

（2）事業が行われる区域

相模原市の全域

（3）事業の実施期間

平成20年4月から（予定）

（4）事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

「小学校における英語科の設置」や「原則として各教科（国語科及び第4学年以上の算数科並びに第4学年以上の社会科の一部を除く）の授業を英語で行うこと」を教育課程の特色とする。

## 5. 当該規制の特例措置の内容

### (1) 取り組みの期間

平成20年4月から下記 の教育課程の基準によらない部分が教育課程の基準内になるように学習指導要領が改訂されるまでとする。

また、本市が設置する審議会により、最低年1回、本取り組みの評価を行い、必要な見直しを図る。

### (2) 教育課程の基準によらない部分

教育課程の基準によらない部分は下記の2点である。

小学校における英語科の設置

原則として各教科（国語科及び第4学年以上の算数科並びに第4学年以上の社会科の一部を除く）の授業を英語で行う

#### ・小学校における英語科の設置について

経済の発展や科学技術の高度化・情報化・国際化が急速に進んでいる現代社会では、社会の変化に主体的に対応できる資質や能力及び国際感覚を養い、国際的視野に立って行動ができる人間を育成することが大切である。小・中学校における国際教育は、全ての児童・生徒が将来に渡って広い視野で物事を考え、世界の人々と共生できる国際人の育成を目指している。

そのためには、様々な体験を通して、異文化理解や異なる文化を持つ人々と協調して生きる態度の育成や日本人としての自己の確立を図り、自分の考えや意志表現のできる基礎的な力の育成のために外国語能力の基礎や表現力・コミュニケーション能力の育成を図ることが必要であり、小学校から英語教育を行うことも有効な方法の一つであると考え。そのため、英語を教科として設置し、第1学年から第6学年までの全ての学年で英語科の授業を実施する。

（第1、2学年：年間222単位時間 第3学年～第6学年：年間111単位時間）

#### ・原則として各教科（国語科及び4年生以上の算数科並びに4年生以上の社会科の一部を除く）の授業を英語で行うことについて

英語力を身に付けていくためには、英語が必要であると思うことが大切であり、そのためには、英語で表現しなければ生活が不自由である環境を作ることが重要である。そのため、原則として各教科（国語科及び4年生以上の算数科並びに4年生以上の社会科の一部を除く）の授業を外国人の教師が英語で行う英語イマージョン教育を取り入れる。

また、授業は全て文部科学省検定済教科書を使用する。なお、英語イマージョン教育を進めるためには、英語で作成された教材を活用することが必要であるた

め、英語で行う授業においては、教科書の内容に則した英語で書かれた教材や、教師が英語で作成した資料を活用する予定である。

ただし、児童の内容理解の状況等により、日本語での授業への切り替えなど、必要な措置を速やかに講じる。

なお、年度当初の新入学児童への対応として、英語イマージョン教育にスムーズに馴染めるよう、本設置校において入学決定段階で保護者を交えた面談を行い、必要に応じて新学期開始前に集中レッスンを実施する。また新学期開始後も、心理的不安や理解度不足等が見られる児童に対しては、校長、副校長なども交えたチームによるチームティーティングを実施する。

### (3) 日本語能力の習得等に関する取り組み

本計画は、国語科及び高学年の一部教科以外の授業を原則として英語で行うという特殊性を持つことから、本設置校では児童の国語力の習得や日本人としての意識の醸成には特段の配慮をすることとしている。

国語科の授業については、読むこと、話すことはもとより、6年間を通じて書くことの指導に力を入れていく予定であり、学校教育法施行規則の規定を上回る授業時数を見込んでいる。指導にあたっては、少人数による授業の実施などにより、能力の向上が図れるよう十分な対策を講じる。日本語能力の習得状況については、授業における作文指導や、日本語による発表などの活動を通じて到達度の確認を行い、日本語能力の定着が十分でない場合には、通常英語で行われる授業を日本語での授業に切り替えるなど、必要な措置を速やかに講じる。

また、総合的な学習の時間でも、日本人として日本の文化に興味と誇りを持つことが大切であるという認識から、日本の伝統・文化を学ぶカリキュラムを設けている。具体的には、卒業時に英語で我が国の文化について紹介できる力を持つことを目標の一つとしている。

### (4) 学校教育法施行規則に規定された授業時数と本計画における授業時数との差異

本計画における6年間合計の授業時数は6,592単位時間であり、学校教育法施行規則に示されている5,367単位時間を大きく上回っている。これは英語科を設置することや、国語教育に重点を置くこと、また各教科において体験型授業を充実することなどが要因となっている。例えば国語科では伝統文化に親しむ体験学習を実施するなど、児童に興味と関心を与えながら行うものも多く予定しており、いわゆる詰め込み型の授業とは大きく異なるものである。

また、指導にあたっては、少人数による授業の実施などにより、個々の児童の理解度を常にきめ細かく把握し、児童への負担が過重とならないよう配慮するとともに、特定の児童が授業についていけない状態をつくらぬよう配慮する。

なお、児童への負担が過重となっていることが確認された場合には、その状況

に応じ、必要な措置を速やかに講じる。

( 5 ) 憲法、教育基本法上の理念、及び学校教育法に示されている学校教育の目標との関係

本設置校は、上記( 3 )で記したとおり、児童の国語力の習得や日本人としての意識の醸成には特段の配慮を行うこととしており、憲法、教育基本法上の理念、及び学校教育法で定められている小学校教育の目標等を遵守したカリキュラムを構築する。

したがって、小学校学習指導要領に準拠した教育を実施することから、卒業後の進路も中学校と円滑な接続ができるものとなっている。

なお、卒業前に他の小学校に転出する場合でも、小学校学習指導要領が示す学年別指導目標や内容に準拠した教育を展開することから、転出先での学習指導に無理なく適応できるものとなっている。

したがって本設置校の行う教育内容は、憲法、教育基本法上の理念、学校教育法に示されている学校教育の目標を十分踏まえた内容であると考えます。



年間の各教科授業時数案(学校教育法施行規則との対比)

1コマ45分、年37週の算定。

区分	各教科授業時数																				道徳	特活	総合	総授業数			
	国語		社会		算数		理科		生活		英語		音楽		図画工作		家庭		体育								
	LCA	施行規則	LCA	施行規則	LCA	施行規則	LCA	施行規則	LCA	施行規則	LCA	LCA	施行規則	LCA	施行規則	LCA	施行規則	LCA	施行規則	LCA	施行規則	LCA	施行規則	LCA	施行規則	LCA	施行規則
第1学年	296	272	0	0	148	114	0	0	111	102	222	74	68	74	68	0	0	90	90	37	34	37	34	0	0	1089	782
第2学年	296	280	0	0	148	155	0	0	111	105	222	74	70	74	70	0	0	90	90	37	35	37	35	0	0	1089	840
第3学年	256	235	74	70	151	150	74	70	0	0	111	74	60	74	60	0	0	90	90	37	35	37	35	111	105	1089	910
第4学年	256	235	74	85	151	150	90	90	0	0	111	68	60	68	60	0	0	90	90	35	35	35	35	111	105	1089	945
第5学年	219	180	111	90	151	150	95	95	0	0	111	50	50	50	50	60	60	90	90	35	35	35	35	111	110	1118	945
第6学年	219	175	111	100	151	150	95	95	0	0	111	50	50	50	50	60	55	90	90	35	35	35	35	111	110	1118	945
小計	1542	1377	370	345	900	869	354	350	222	207	888	390	358	390	358	120	115	540	540	216	209	216	209	444	430	6592	5367

別紙（特定事業番号：816）

1. 特定事業の名称

816 学校設置会社による学校設置事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社エル・シー・エーによって設置される小学校

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日

4. 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

株式会社エル・シー・エー

(2) 事業が行われる区域

相模原市の全域

(3) 事業の実施期間

平成20年4月から（予定）

(4) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

特区計画認定後、直ちに学校設置認可に向けた作業を開始する。平成20年4月の開校に向け、学校設置認可のための手続を進めると同時に、教職員の採用、校地校舎の整備、児童の募集等を行う。

学習指導に当る外国人教師等については、本設置校の教育方針等を熟知する期間を設けて研修を行うことにより、開校後の授業が効果的に行えるような体制を整える。

教育カリキュラムは、文部科学省の学習指導要領に準拠しつつ、小学校では扱っていない英語科を設置し、原則として各教科（国語科及び4年生以上の算数科並びに4年生以上の社会科の一部を除く）の授業を外国人の教師が英語で行う「英語イメージ教育」を実施する。

学校施設については、1年生から3年生までの児童が利用する低学年用施設と4年生から6年生までの児童が利用する高学年用施設とを近隣に整備し、それぞれの施設は小学校設置基準等の法令等に則ったものとする。これにより、日常的な学校生活においては、年齢に応じた設備や教具等を使用できるとともに、必要に応じて異学年間の相互交流も実施できるものである。

なお、本設置校については、将来的に学校法人立への移行を検討している。

## 5. 当該規制の特例措置の内容

株式会社エル・シー・エーは、平成3年、幼児から高校生を対象に、学習指導及び英語を中心とした語学指導の実施を目的に設置された。今日まで、約15年間にわたる教育活動を通じ、各年代における指導のノウハウを蓄積してきている。

特に、平成12年度からは、3歳から小学校に就学するまでの幼児を対象とした「日本文化を基本に捉えた英語イメージ教育」によるプリスクール（幼稚部）を継続運営しており、在園中は基本的に全て外国人指導者の指導を受け、英語を使って過ごすという本計画の基礎となる指導方法を実践していることから、小学校運営に関する計画も、このノウハウを発展・応用させた具体的なものとなっている。

また、株式会社が運営することにより、地域のニーズを迅速に捉え、的確に教育サービスの内容に反映するなど、民間企業の意欲とノウハウ等を活用して、創意工夫された教育サービスを提供することができる。

また、現在プリスクールに通っている幼児や通っていた幼児の保護者から学校設置に対する要望が強く寄せられており、安定的に経営されているプリスクールの出身者を中心に、設置後も継続的に一定の入学者が見込めるものである。

なお、学校設置会社の安定性及び継続性並びに適切な学校運営について、本市として次のような対応を検討又は実施している。

### （1）本市が定めた「構造改革特区制度を活用した株式会社立の学校設置認可基準」の適合の確認

- 本市では、株式会社から学校設置に係る提案があった場合の「学校設置認可基準」を策定している。今回、特定事業活用の提案があった株式会社エル・シー・エーは、資産要件については、下記（2）に記載する中小企業診断士による経営診断等で資産及び負債の状況並びに敷地及び建築物の長期契約の見込み等を確認することにより、また、学校経営を担当する役

員が学校経営の知識等を有すること、役員が社会的信望を有することなどの要件については、当該株式会社の役員が、過去において公立学校・私立学校の教諭として、学校現場で教育実践に携わった経験を有していることに加え、プリスクール（幼稚部）等の経営実績を有することなどにより、本市の基準及び構造改革特別区域法の要件を満たしていると判断したものである。

## （２）中小企業診断士による経営診断の実施

- ・ 学校設置会社の資産要件については、上記の学校設置認可基準に定められているところであるが、これに加え、会社経営の状況及び今後の見通し等について、専門家による経営診断の実施を指導し、今回提案のあった株式会社エル・シー・エーについても、経営の継続性・安定性等について中小企業診断士による診断が実施されている。

その結果、財務基盤の強化など改善の余地はあるものの、特筆すべき課題は指摘されていない。

## （３）セーフティネットの構築

- ・ 学校の経営破綻を回避し、又は万一破綻した場合の対策を講じるセーフティネットについては、在籍児童の保護を最優先し、認可者である相模原市長が次のとおり構築する。

学校設置後、本市が設置する審議会により、最低年１回、書類及び実地での学校評価を実施する。評価は教育内容について学校教育法等に基づく法令遵守の履行の確認や、経営の安定性などについて、市が設置する基準に基づいて行い、実施した評価の内容は市ホームページなどを通じて広く社会一般に公表する。

経営に支障が予見された場合には審議会による調査等を実施し状況を把握するとともに、変更命令など学校経営の正常化に向けた指導等を行う。

万一経営が破綻し、若しくは経営状況が著しく悪化し正常な教育環境が維持できなくなった場合は、本市及び本市教育委員会が連携して、次のような措置を講じる。

- ア．専門の窓口を開設し、情報収集を一元的に行うとともに、審議会による調査等により状況を把握し、保護者等の関係者、国、県等の関係機関等に適切な情報提供を行う。
- イ．在籍児童のうち、本市在住者については、転入希望先の把握等を行い、希望先の学校に対し受け入れに向けた要請、調整等を行う。
- ウ．在籍児童のうち、市外在住者については、児童の属する自治体の教育委員会との協議・調整等を行う。

エ．本設置校について、経営再建の見通しなどを含めた総合的な判断に基づき、閉鎖命令など必要な措置を講じる。

( 4 ) 審議会の設置

- ・ 特区計画が認定された後、本市では地方自治法の規定による附属機関としての審議会を設置する。審議会は学校の設置認可にかかる調査審議及び結果の答申又は意見の建議を行うほか、毎年度の学校評価の実施、経営状況が悪化した際の調査審議及び結果の答申又は意見の建議等を行う。委員構成は、学識経験者、公認会計士、商工業関係者、小・中学校関係者等を予定している。